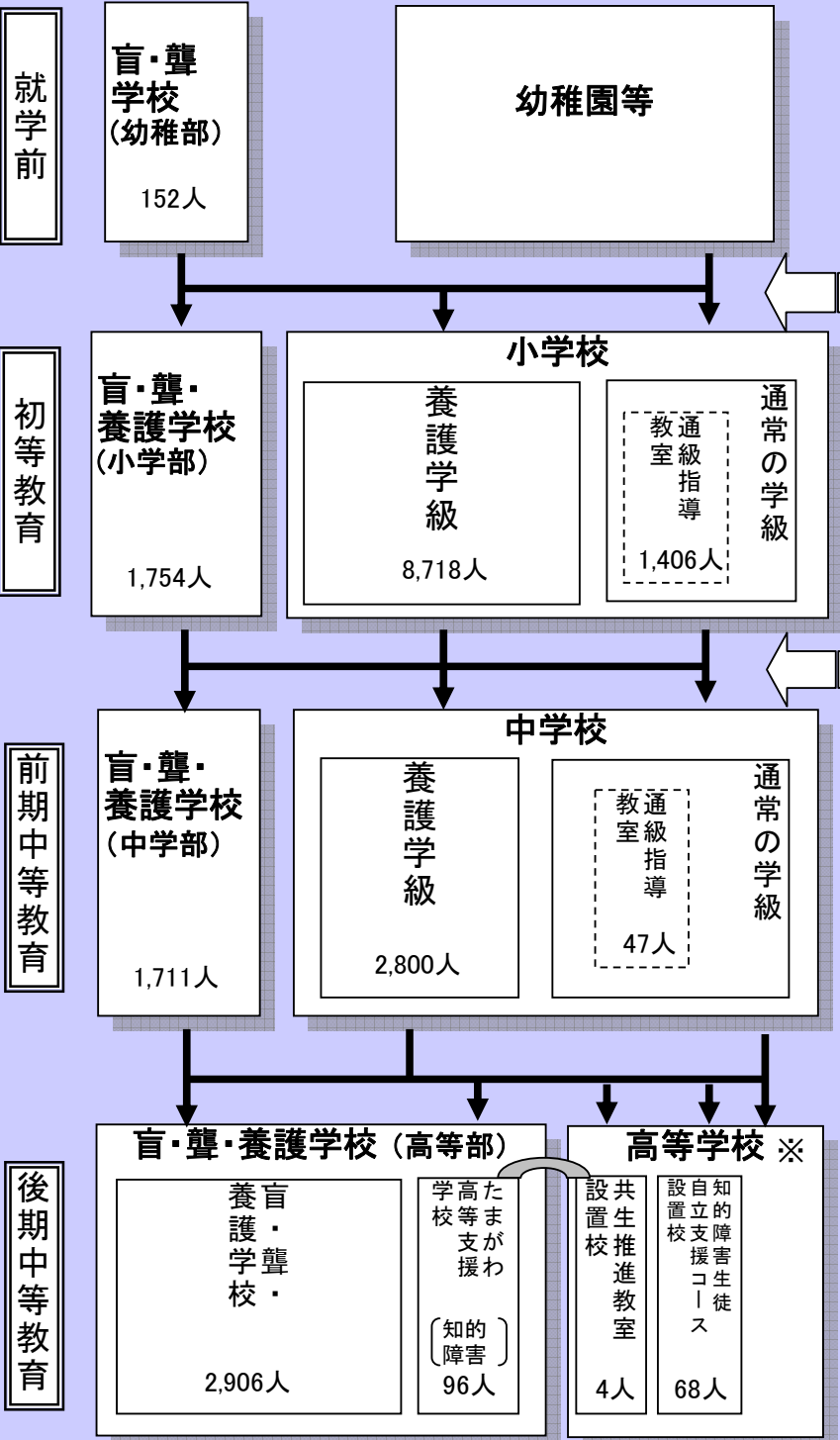


障害教育の体系

・数値はH19.5.1現在の在籍者数(府内公立学校)



就学する学校(小・中学校又は盲・聾・養護学校)の決定に際しては、
 専門家等の意見や保護者の意向を聴きながら市町村教委が就学指導を実施

現状と課題

- 【国の動向】**
- ◎「特別支援教育」を学校教育法に位置づけ (H19.4.1)
 - 特別支援教育は、
 - ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという観点から、一人ひとりのニーズに応じた教育を推進
 - ・これまでの対象に加え、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)等を含めた障害のある幼児児童生徒への支援
 - ・障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎
 - 〔・盲・聾・養護学校のセンター的機能の発揮(小・中学校、高等学校等への助言・援助)〕
- 【府の現状と課題】**
- 学齢期の子どものかかわり減少にもかかわらず、養護学校・養護学級の児童生徒数(とりわけ知的障害のある児童生徒数)が増加していることへの対応
 - 知的障害のある生徒の後期中等教育段階における教育環境の充実と学校の特色づくり、進路選択の多様化の推進
 - 小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の一層の充実
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び効果的な活用など、特別支援教育に対応した取組みの一層の推進

審議のポイント

- I 府立知的障害養護学校のあり方**
 - 在籍児童生徒数の増加に伴う教育環境の充実方策
 - 就労を通じた社会的自立の促進方策
- II 知的障害のある生徒の高等学校における学習機会の充実**
 - 自立支援推進校、共生推進モデル校の今後の方向
- III 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進**
 - 養護学級在籍児童生徒の教育の充実方策
- IV 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実**
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した個に応じた教育の充実方策
- V 府立盲・聾・養護学校のセンター的機能の発揮**
 - 改正学校教育法の趣旨をふまえた今後の支援機能の充実方策

注○ 養護学校には知的障害、肢体不自由、病弱の種別がある
 ○ 通級指導教室とは、通常の学級に在籍している、弱視、難聴、言語障害、情緒障害、LD・ADHD等の障害がある児童生徒を対象として、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を通級で行う制度
 ○ 知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ制度として、
 ・高等学校に「知的障害生徒自立支援コース」を設置
 ・府立たまたがわ高等支援学校の「共生推進教室」を府立枚岡樟風高等学校に設置
 ※ 高等学校には修学上の配慮を要する生徒が在籍

▽▽
 個に「ともに学び、
 将来を見据えた教育の一層の推進
 ともに育つ」教育の一層の推進